

電気通信主任技術者の講習

(総務省総合通信基盤局電気通信技術システム課)

1. 事務・事業の概要

電気通信事業法第 49 条第 4 項の規定により、電気通信事業者は、総務省令で定める期間ごとに電気通信主任技術者に登録講習機関が行う講習を受講することを受けさせなければならないとされています。

当該講習の実施に関する事務を行う者は、「登録講習機関」として総務大臣の登録を受けることができることとしています。

2. 指定、登録等の基準

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）

(登録の基準)

第八十五条の三 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者の行う講習事務が、別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分に応じ、当該各項の科目の欄に掲げる科目について、それぞれ当該各項の講師の欄に掲げる者のいずれかに該当する者が講師として従事するものであるときは、その登録をしなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

一 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

二 第八十五条の十三第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。

3 前条及び前二項に規定するもののほか、同条第一項の登録に関し必要な事項は、総務省令で定める。

3. 指定、登録等を受けた法人

| 法人等の名称 | JCN | 指定等の時期 | 法人の連絡先 | 指定、登録の理由等 |
|---------------------|---------------|----------------|--|-------------------------|
| 一般財団法人 日本データ通信協会 | 6013305001870 | 平成 27 年 1 月 | 住所：東京都豊島区 巣鴨 2-11-1 ホウライ巣鴨ビル 6,7 階 電話番号：03-5907- 5139(代表) | 登録講習機関の登録の基準 に適合するため |

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠
料金等の設定について競争原理が働くことを前提に法人自身が自由に料金等を設定するとの考え方から、法令等により、料金等の設定に当たって国が関与することとはされていないため、公開の対象外です。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和7年9月1日現在）
見直しを行った結果、特段の改善を要するものではありません。